

保育士登録の経過措置の 終了について

児童福祉法の改正により、平成15年11月29日から従来の「保育士（保母）資格証明書」では保育士として業務を行うことができなくなり、都道府県知事に登録し保育士証の交付を受けることが必要となりました。

経過措置の終了により、平成18年11月28日までに登録が済んでいない方は、保育士として業務を行うことができなくなります。

現在保育士として業務を行っている方及び今後業務を予定している方は、期日までに登録してください。

◆問い合わせ

福島県子育て支援グループ

☎024-521-7175

出産育児一時金の支給額が 変更になりました

国民健康保険に加入している方が出産したときに支給される「出産育児一時金」の支給額が変更になりました。

平成18年10月1日以降に生まれた子ども1人につき、5万円引き上げられ、30万円から35万円になります。

手続きには、

- ①国民健康被保険者証（保険証）
- ②母子健康手帳
- ③印かん
- ④預金通帳

が必要になりますので、忘れずにお持ちください。

◆問い合わせ 町民生活課 ☎72-6933

秋の行政相談週間 悩みや苦情は、まず相談！

10月16日(月)から22日(日)の1週間(「秋の行政相談週間」)です。

行政相談は、役所(国、県及び市町村)やN・Tなどの特殊法人等の仕事についての苦情や意見・要望を受け付け、みなさんと関係行政機関等との間に立ってその解決をお手伝いするものです。

行政相談委員は、いつでも自宅や相談に応じますのでお気軽にご相談ください。

また、相談所を次により開設します。ぜひこの機会をご利用ください。

○行政相談員

二瓶 洋補

谷津作字松葉1番地の2

☎72-3297

○行政相談会

【日時】

平成18年10月17日(火)・19日(木)

午前10時～午後3時

【場所】

小野町多目的研修集会施設

(1階・青年婦人研修室)



行政相談員

二瓶洋補さん

国民年金コーナー

12月生まれの方から「現況届」が不要になります

現在、国民年金を受給されている方は、誕生月の初め頃に「現況届」が送付され、末日までに提出することになっていましたが、12月生まれの方から住民基本台帳ネットワークシステム(住基ネット)を活用し、現況を確認することになりましたので、提出が不要となります。

なお、提出が不要な方には誕生月に、現況届が不要となったお知らせが届きますので、ご確認ください。

ただし、所得状況の確認が必要な障害基礎年金を受給されている方など、一部の方は従来どおりの手続きが必要となりますのでお間違えのないようお願いします。

社会保険料控除証明書は年末調整や確定申告にご利用ください

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市町村民税等の社会保険料控除の対象となります。

一年間に納付した国民年金保

険料の金額を証明する「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」は、社会保険庁から毎年11月初旬に送付されます。

証明内容は、①本年1月から10月2日までに納付された国民年金保険料額と、②年内に納付が見込まれる場合の納付見込額となっております。

納付忘れなどがある場合も、年内に納付すれば、今年分の控除として申告することができます。

年の途中から国民年金に加入した場合など、10月3日以降に本年初めて保険料を納付する方については、翌年2月初旬に同様の証明書が送付されますので、結果として、平成18年中に国民年金の保険料を納付した方全員にこの証明書が送付されます。

年末調整または確定申告の手続きをする際にご利用できますので、なくさないよう保管してください。

◆問い合わせ

ねんきんダイヤル

(現況届についての相談のみ)

☎0570-07-1165

郡山社会保険事務所

☎024-932-3480

町民生活課

☎72-6933